

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成31年 1 月15日

住 所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331

氏 名 株式会社ナリコー

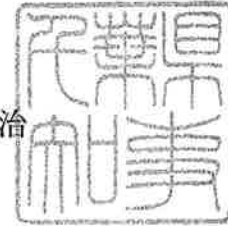
代表取締役 加瀬 敏雄

NO COPY

再複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日	平成27年11月16日	許可番号	第27-2-440号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）	1 施設の種類 (1) 汚泥の焼却施設, (2) 廃油の焼却施設, (3) 廃プラスチック類の焼却施設, (4) 産業廃棄物の焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) 2 産業廃棄物の種類 (1) 汚泥, (2) 廃油, (3) 廃酸, (4) 廃アルカリ, (5) 廃プラスチック類 (6) 紙くず, (7) 木くず, (8) 繊維くず, (9) 動植物性残さ, (10) 動物系固形不要物, (11) ゴムくず, (12) 金属くず, (13) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	千葉県成田市十余三字天神峯164番16の一部, 214番62, 同番67の一部, 同番100の一部, 同番107, 同番104の一部, 同番136の一部, 同番143の一部, 同番206, 同番217の一部, 同番252, 同番253, 十余三字稻荷峯151番501, 同番396の一部, 同番476の一部, 吉岡字木挽谷1481番1の一部, 同番4の一部, 同番5の一部		
処理能力	許可証別紙のとおり		
許可の条件	1 排出が予想される有害物質等について、モニタリングを実施すること。 2 施設の運転・稼働に当たっては、産業廃棄物処理施設変更許可申請書に添付した「排出ガス処理装置による塩化水素に係る維持管理マニュアル」のとおりに行うこと。		
規則第11条第8項の規定による許可証提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		

一般廃棄物処理施設変更許可証

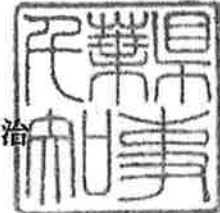
平成31年1月11日

住所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331
 氏名 株式会社ナリコー
 代表取締役 加瀬 敏雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

NO COPY
 再複写無効

千葉県知事 鈴木 栄治



許可の年月日	平成21年12月7日	許可番号	第21-5号
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別	ごみ処理施設(焼却施設) 雑芥、厨芥		
設置場所	千葉県成田市十余三字天神峯164番16の一部、214番62、同番67の一部、同番100の一部、同番104の一部、同番107、同番136の一部、同番143の一部、同番206、同番217の一部、同番252、同番253、十余三字稻荷峯151番501、同番396の一部、同番476の一部、吉岡字木挽谷1481番1の一部、同番4の一部、同番5の一部		
処理能力	270t/日(3.75t/時×24時間×3炉)		
許可の条件	許可証別紙のとおり		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

- 平成 元年 11月13日 設置届出
- 平成 5年 3月22日 変更許可(稼働時間延長に伴う処理能力変更)
- 平成 8年 2月16日 変更届(社名の変更)
- 平成 9年 8月18日 変更届(住所変更)
- 平成19年 2月19日 敷地の拡張
- 平成19年12月21日 変更許可(稼働時間延長に伴う処理能力変更)
- 平成21年12月 7日 変更許可(焼却炉1炉増設)
- 平成24年 4月 4日 変更届(許可の条件の変更)
- 平成30年12月20日 変更届(代表者の変更)

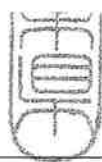
許可証別紙

許可の条件

- 1 ダイオキシン類の測定結果を踏まえ、十分な維持管理を行うこと。
- 2 観測井について適正な位置を把握するとともに、十分な分析項目及び測定頻度を確保すること。
- 3 排煙の排出状況を常時監視し、近隣に影響が及ぶおそれがある際には運転マニュアルに従い迅速に対処すること。
- 4 焼却に際しては、投入する廃棄物の総熱量を考慮して排ガス量、排ガス中のばいじん、大気汚染物質の濃度等が適正な値となるよう燃焼管理を行い、環境負荷の低減に努めること。
- 5 1, 2号炉で焼却を行う際には、触媒塔のダイオキシン等除去能力に注意を払い、施設の維持管理を十分かつ適切に行うこと。
- 6 設置場所は北総台地上にあり水源涵養を考慮すべきであるため、地下水及びピット汚水の塩化物イオン濃度については定期的な分析を行い、地下水の測定値が異常値を示した際には速やかに原因を調査し県に報告すること。
- 7 ごみ処理施設における作業は、廃棄物が飛散・流出しないよう衛生的かつ安全に留意して行うこと。
- 8 ごみ処理施設について、故障、破損等事故が発生したときは、速やかにその状況を報告すること。
- 9 一般廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めたときは、速やかに報告すること。

NO COPY
再複製無効

以下余白



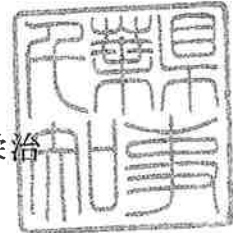
特例一般廃棄物処理施設変更届出受理書

廃第1725号
平成31年1月11日

住所 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1番地1331
氏名 株式会社ナリコー
代表取締役 加瀬 敏雄

NO COPY
再複写無効

千葉県知事 鈴木 栄治



平成30年12月20日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る変更届出を受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	千葉県成田市十余三字天神峯164番16の一部, 214番62, 同番67の一部, 同番100の一部, 同番107, 同番104の一部, 同番136の一部, 同番143の一部, 同番206, 同番217の一部, 同番252, 同番253, 十余三字稻荷峯151番501, 同番396の一部, 同番476の一部, 吉岡字木挽谷1481番1の一部, 同番4の一部, 同番5の一部
産業廃棄物処理施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設, 産業廃棄物の焼却施設
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, 感染性一般廃棄物
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	許可年月日: 平成27年11月16日 許可番号: 27-2-440
法第15条の2第5項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	1 排出が予想される有害物質等について, モニタリングを実施すること。 2 施設の運転・稼働に当たっては, 産業廃棄物処理施設変更許可申請書に添付した「排出ガス処理装置による塩化水素に係る維持管理マニュアル」のとおりに行うこと。
届出受理番号(整理番号)	28-1

平成19年8月20日 届出書受理(19-3)

平成28年4月21日 変更届(処理する一般廃棄物の種類の変更)

平成30年12月20日 変更届(代表者の変更)